

平成19年2月14日

各 位

会社名 テクモ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 安田 善巳  
(コード番号 9650 東証第一部)  
問合せ先 経営管理部 長  
向井 規浩  
(TEL. 03-3222-7645)

### 従業員に対するストックオプションの付与に関するお知らせ

当社は会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する議案を、平成19年3月28日開催予定の当社第41回定時株主総会に提案することにつき決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

1. 特に有利な条件（金銭の払込を要しないこととする）をもって募集新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社従業員の企業価値向上に対する意欲や士気を一層を高めることを目的に、当社従業員を対象に、ストックオプションとして新株予約権を発行するため。

2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権3,000個を上限とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払い込みは要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、本総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式分割を行う場合、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要と認める付与株式数の調整を行う。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることのできる株式の総数は、当社普通株式 300,000 株を上限とする。（但し、上記に定める付与株式数の調整を行ったときは、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた額を上限とする。）

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の金額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付される株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。以下、「終値」という。）の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる。）とする。

ただし、当該金額が割当日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先だつ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数を切り上げる。

(i) 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(ii) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（ただし、算式中「既発行株式数」には当社が保有する普通株式にかかる自己株式の数は含まれない）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times \text{1株当たりの出資金}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

(iii) 上記の他、割当日以降、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

平成23年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日までとする。

- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。
- (ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
新株予約権を譲渡するには当社取締役会の決議による承認を要する。
- ⑥ 新株予約権の取得事由  
当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が承認された場合、当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案が承認された場合、及び当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案または株式移転計画承認の議案が承認された場合、当社取締役会が別途定める日に無償で新株予約権を取得することができる。
- ⑦ 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。
- (iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (v) 新株予約権を行使することができる期間  
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記④に準じて決定する。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の決議による承認を要するものとする。
- (viii) 新株予約権の取得事由  
上記⑥に準じて決定する。
- ⑧ 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の処理  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合においては、これを切り捨てる。
- ⑨ その他の新株予約権の行使条件
  - (i) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
  - (ii) その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約にて定めるものとする。
- ⑩ 新株予約権の払込金額  
金銭の払込を要しない。

(注) 上記内容については、平成19年3月28日開催予定の当社第41回定時株主総会において、「当社従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行するための新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上